

次期「させぼっ子未来プラン」の策定について



佐世保市子ども未来部

1 計画策定に係る基本的な考え方

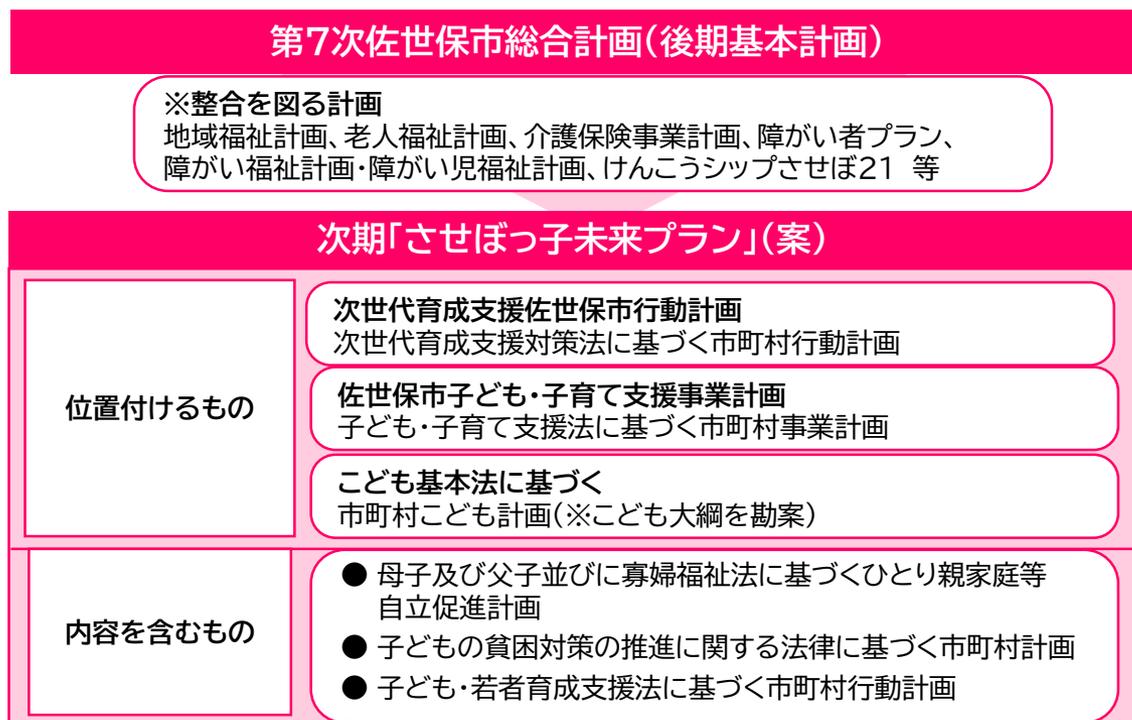
1.計画策定の趣旨

■計画の趣旨

- 佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期 新させぼっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開していますが、当該プランの終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする次期プランの策定が必要となっています。
- 少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、次期計画に関しては、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施設・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

2.計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域 福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づく、こども大綱を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。



1 計画策定に係る基本的な考え方

3. 関連法令等との関係性

■ 現行プラン

| 法律名 | 計画策定 | 現行プランの記載・位置づけ | | | | | | | |
|--------------|------|---------------------------------|---|------|---|--|------|---|--|
| 次世代育成支援対策推進法 | 義務 | 第4章【施策の目標・KPI】 | 施策1 乳幼児健康診査受診率 乳幼児福祉医療費受給資格の認定率 | | | | | | |
| | | | 施策2 地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数 | | | | | | |
| | | | 施策3 保育所等待機児童数 幼児教育・保育の量の確保率 | | | | | | |
| 子ども・子育て支援法 | 義務 | 第4章【取組の目標】 第5章 子ども・子育て支援事業計画 | 施策1 利用者支援事業（設置箇所数） 妊婦健康診査（受診人数／延べ受診回数） 乳児家庭全戸訪問事業（対象者数） 養育支援訪問事業（延べ訪問世帯数） 子育て短期支援事業（延べ利用者数） | | | | | | |
| | | | 施策2 地域子育て支援拠点事業（月あたり延べ利用人数） ファミリーサポートセンター事業（延べ利用者数） 放課後児童健全育成事業（利用実人数） | | | | | | |
| | | | 施策3 延長保育事業（時間外保育）（利用実人数） 一時預かり事業（幼稚園在園児）（延べ利用実人数） 病児保育事業（延べ利用人数） | | | | | | |
| | | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 努力義務 | ※内容を包含するものとして 第4章 「1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実」 2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減 ⑥ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画） | ※支援項目として記載 《生活支援》 【保育所への優先的入所】 【病児保育】 【子育て支援短期事業】 《経済的支援》 【児童扶養手当の支給】 【母子・父子及び寡婦福祉医療費助成】 【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 【保育料等の軽減】 《就業支援》 【各種就労支援】 【相談体制の充実】 【相談員・支援員による相談】 | | | |
| | | | | | | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 努力義務 | ※内容を包含するものとして 第3章 「4 包括的重点プロジェクト」 3 プロジェクトの内容 ②子どもの貧困対策プロジェクト | ※主な取組として記載 《施策1》 ●子どもに対する相談支援 ●ひとり親家庭等の自立促進 ●児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ●福祉医療制度の運用 《施策2》 ●新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進 ●施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり 《施策3》 ●幼児教育・保育環境の充実 ●幼児教育・保育の質の向上 |

市町村子ども計画

■ 次期プラン(案)

| 法律名 | 個別計画策定 | 市町村子ども計画に盛り込むべき内容(案) |
|-------------------|--------------|---|
| 子ども基本法 | 努力義務 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者育成支援推進法第8条第1項各号に掲げる事項（義務） ○子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項（義務） ○少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合かつ長期的な少子化に対処するための施策（義務） ○その他、各法令に基づく計画（努力義務） |
| 次世代育成支援対策推進法 | 義務 | <ul style="list-style-type: none"> ○施策の目標・KPI ○施策毎具体的な取組内容及び実施時期（現行プランP22～48） |
| 子ども・子育て支援法 | 義務 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育提供区域の設定（現行プランP50） ⇒地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定する ○教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期（現行プランP50～53） ○各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期（現行プランP54～64） ○確保方策（体制）の内容（現行プランP65） |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 努力義務 | <ul style="list-style-type: none"> 支援・取り組み内容（現行プランP47～38） ・生活支援 ・経済的支援 ・就業支援 ・相談体制の充実 【参考：他都市の状況】 支援・取組内容（カテゴリー別） (1) 相談体制及び情報発信の充実 (2) 就業支援 (3) 子育て・生活支援 (4) 経済的支援・養育費の確保 (5) 子どもへの支援 |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 努力義務 | <ul style="list-style-type: none"> 【参考：他都市の状況】 (1) 施策の推進における子ども（家庭）の課題 (2) 取り組みのポイント (3) 具体的な取り組み (4) 参考指標 (成果指標・活動指標・子どもの状況を把握するための指標) |
| 子ども・若者育成支援推進法 | 努力義務 | <ul style="list-style-type: none"> 【参考：他都市の状況】 ○施策体系 ⇒ライフステージに応じた子ども・若者の支援に関する内容 ①妊娠・出産～乳幼児期 ②乳幼児期～学童期 ③学童期～思春期 ④思春期～青年期 ⑤ライフステージ全般 ○児童虐待対策、少年非行対策、社会的養育の推進 ○困難を有する若者への支援 ○障害のある子どもへの支援 ※それぞれ概念・方向性・主な取組内容 |
| 少子化対策基本法 | 計画策定に関する規定なし | 市町村行動計画と内容が重複する部分があるものと推察 |

新項目

1 計画策定に係る基本的な考え方

4.第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)(令和6年度～9年度)における子ども未来政策の位置づけ

総合計画政策・施策体系

| 分野 | 政策 | 施策 |
|------|----------------------|---|
| ひと | 子ども未来政策 | ① 母子保健の推進 ② 地域での子育て支援 ③ 幼児教育・保育の充実 ④ 経済的支援の推進 |
| | 教育政策 | ① 学校教育の充実 ② 豊かな心を育むまちづくり ③ 生涯学習の充実 |
| まち | 経済政策 | ① 観光の振興 ② 地場企業の振興 ③ 企業立地の推進 ④ ふるさと納税制度の推進 ⑤ 競輪事業収益の確保 |
| | 農林水産政策 | ① 農林業の振興 ② 水産業の振興 |
| まち | 都市政策 | ① 持続可能な都市形成と拠点の再生 ② 安全で快適な住環境の確保 ③ 公園の適切な管理・運営 |
| | 上下水道政策 | ① 水の安定供給の推進 ② 公共下水道の普及と安定処理 |
| | 土木政策 | ① 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善 ② 土木施設の安全・機能確保 |
| | 環境政策 | ① カーボンニュートラルの推進 ② 環境保全活動の推進 ③ ごみの減量化と適正処理の促進 |
| | 港湾政策 | ① 人流と物流を支えるみなとづくり |
| | 基地政策 | ① 基地との共存共生の推進 |
| まち | 市民生活政策 | ① 地域コミュニティの活性化の推進 ② 安全安心施策の推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の推進 |
| | 保健福祉政策 | ① 健康づくりの推進 ② 質の高い地域医療体制の確保・充実 ③ 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり ④ 障がい者の自立と社会参加の環境づくり ⑤ 健康を守る安全な生活環境づくり ⑥ 国民健康保険事業等の適切な実施 ⑦ 生活保護の適正な実施と自立促進 |
| | 文化スポーツ政策 | ① 文化振興・国際交流の推進 ② スポーツの充実 |
| | 消防政策 | ① 火災や自然災害対策の推進 ② 救急・救助の高度化 ③ 火災予防対策の推進 |
| | 防災危機管理政策 | ① 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化 |
| | 行政経営 | 経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進 |
| | 行政経営 | 経営2 市民の視点に立った行政基盤の整備 |
| 行政経営 | 経営3 健全で持続可能な財政運営の推進 | |
| 行政経営 | 経営4 効果的で効率的な行政運営の推進 | |
| 行政経営 | 経営5 魅力あふれる持続可能な地域づくり | |

総合計画・子ども未来政策の施策体系



次期プランの施策体系

【施策1】母子保健の推進

◆施策の方向性

- 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- 子どもの療育と発達支援

【施策2】地域での子育て支援

◆施策の方向性

- 地域における子育て支援の充実
- 地域における子どもの健全育成

【施策3】幼児教育・保育の充実

◆施策の方向性

- 幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

【施策4】経済的支援の推進

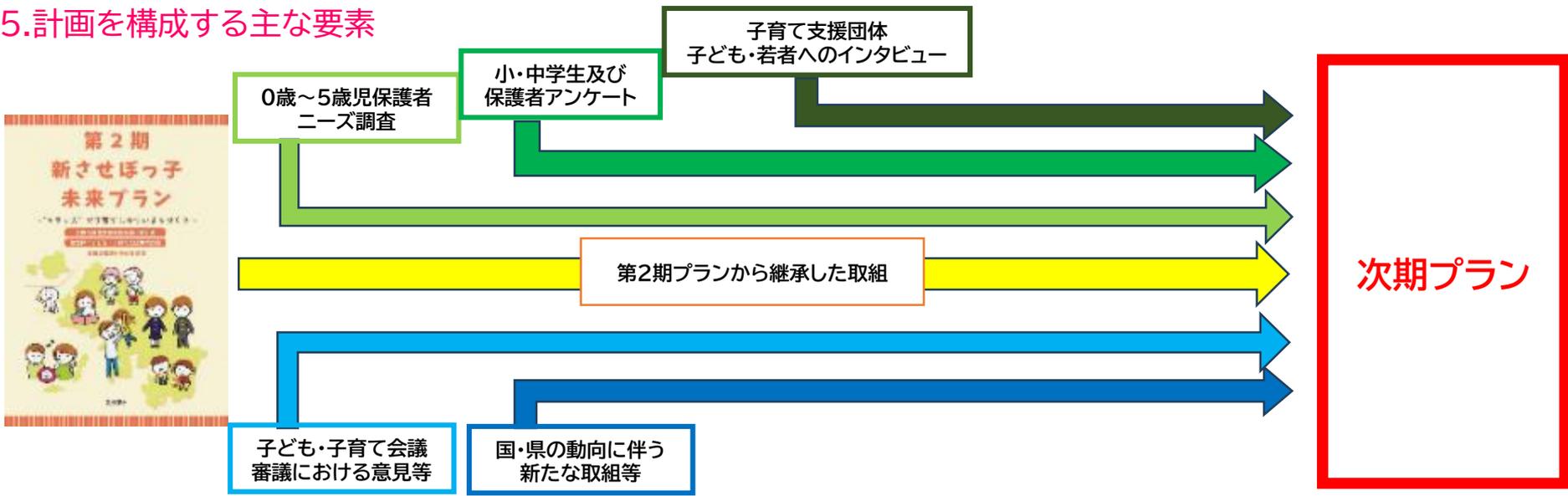
◆施策の方向性

- 経済的支援の推進

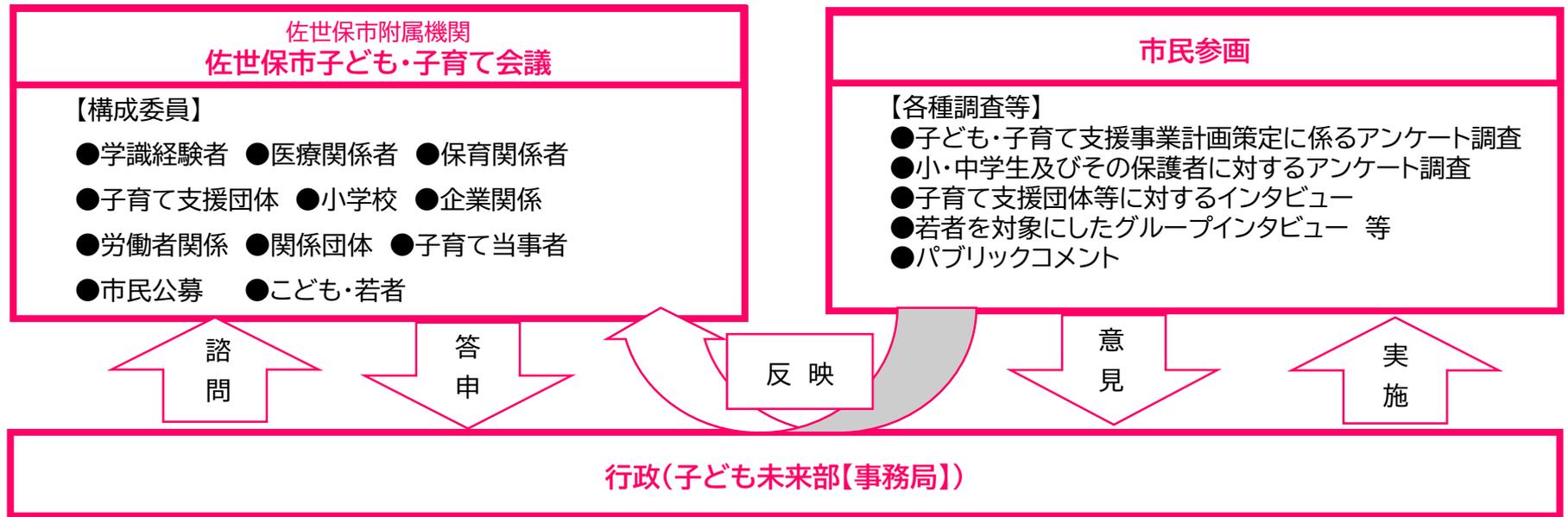
政策を支える包括的な事務事業群

1 計画策定に係る基本的な考え方

5.計画を構成する主要素



2 計画策定体制



3 調査計画の全体像

国のガイドラインに基づく定点観測(継続した取組)

実施済 「子ども・子育て実態ニーズ調査」

継続すべき定点観測テーマ(「子ども未来政策」の進捗把握 及び「国の子ども関連施策」を踏まえた設問)

佐世保市内
0歳から5歳の
子どもの保護者
発送対象:2,990名

+ + +

こども基本法(こども等の意見の反映)の趣旨を踏まえた調査

| | |
|---|---|
| 済 小中学生及び保護者を対象としたアンケート調査 | 一部実施済 若者・子育て世代対象の定性調査 |
| 小学生・中学生から直接、幸福度やヤングケアラーの実態などを調査 | ・既婚者・未婚者・子育て中の若者世代 済 ・障がいを持った方(現在検討中)を対象としたインタビュー |
| 佐世保市内 ・小学2~6年生 中学生1~3年生 ・小学生及び中学生の保護者 | 佐世保市内 ・市内企業で働く20~30代の若者(7名) ・障がいを持った方(若干名) |

新たな取組

子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等への調査(現在検討中)

| |
|--------------------------------|
| 済 子どもの生活に関する実態調査 |
| 長崎県内の子どもが置かれている生活実態を把握するための調査 |
| 長崎県内 公立の小5、中2の子どもと保護者(サンプル) |

前回から継続した取組

長崎県が実施する関連調査の活用

| |
|---------------------------------------|
| 学校・教育に関する子どもアンケート |
| 子どもたちから直接、学校生活や教育に関する意見を聴くことで教育ニーズを把握 |
| 長崎県内 小~中学生・高校生 |
| 実施中 |

新たな取組